

UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）

## ジェンダー平等・国籍法・無国籍に関する バックグラウンド・ノート（2023年）

子どもへの国籍の継承に関して女性に男性と平等な地位を認めない国籍法は、無国籍の原因のひとつであるとともに、無国籍の防止・削減を任務とする UNHCR にとっての関心事項である<sup>1</sup>。UNHCR は、2012 年以来、子どもへの国籍の継承に関連した国籍法上の規定におけるジェンダー平等についてのバックグラウンド・ノートを毎年発表してきた。このバックグラウンド・ノートは、UNHCR が 2023 年 3 月の時点で入手することのできた最新情報を提供するものである。

60 年前には、大多数の国の国籍法で、女性は国籍に関わる問題について平等な権利を与えられていなかった。このような状況が劇的に改善の方向へ向かったのは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（CEDAW、女性差別撤廃条約）が 1979 年に採択されて以降のことである。国籍法に関する UNHCR の調査では、子どもへの国籍の継承に関わる男女平等<sup>2</sup>がまだ達成されていない国は 24 か国あり、世界のほぼすべての地域に存在していることが明らかになっている。これらの国々の国籍法は、母親に対し、父親と平等な立場で子どもに国籍を継承させる能力を認めていない。これらの国々の相当数は中東・北アフリカ（12 か国）に位置している。アジア・太平洋の 5 か国とサハラ以南アフリカの 5 か国は子どもへの国籍の継承に関して母親に父親と平等な権利を認めておらず、南北アメリカでも 2 か国が同様の対応をとっている。これらの国々の一覧は 6 ページの表に掲載されており、その法令の分析は 7～11 ページで行っている。重要なこととして注記しておかなければならないのは、子どもの国籍に関しては男女を平等に扱っていても、民事上の身分の変更に伴う国籍の取得、変更または保持に関してはそうしていない一群の国々が他に存

<sup>1</sup> 国籍に関わる問題についての男女差別は多くの国際人権条約で扱われている。女性差別撤廃条約第 9 条は、(i) 国籍の取得、変更または保持および (ii) 子どもへの国籍の継承能力に関して女性の平等を保障している。市民的及び政治的権利に関する国際規約その他の条約もこの問題を扱っている。

<sup>2</sup> 今回の調査の範囲は、2022 年 3 月現在で出生している実子への国籍の母系継承に限定されている。例えば、多くの国では、帰化した母親が男性と同様に子どもに国籍を継承させることを認めていないことがわかっている。養父と平等に国籍を継承させる養母の能力を制限している国もある。母親・父親による国籍の継承に関して平等な権利を確保するために法改正を行った国の中にも、遡及効果が認められないため、改正日以前に出生した子どもが、父親から国籍を取得する場合と同様に母親から国籍を取得することはできない場合がある国もある。このような事例は、今回の調査の範囲には含まれていない。

在するということである<sup>3</sup>。

国籍法におけるジェンダー不平等は、子どもが父親の国籍を取得できない場合に無国籍を生み出す可能性がある。このようなことが生じ得るのは次のような場合である—— (i) 父親が無国籍である時。(ii) 父親の国の法律により、一定の状況下で（例えば子どもが国外で出生した場合）国籍の継承が認められていない時。(iii) 出生時に父親が不明である時または母親と婚姻していない時。(iv) 父親が、子どもに国籍を継承させまたは子どもの国籍証明を取得するための行政手続を（例えば、死亡したり、家族から無理やり引き離されたり、煩雑な書類の用意その他の要件を満たせなかったりした等の理由で）完了できなかった時。(v) 父親に、（例えば家族を遺棄している場合に）子どもに国籍を継承させまたは子どもの国籍証明を取得するための行政手続を完了させる意思がなかった時。したがって、国籍法におけるジェンダー平等を確保することは、無国籍のリスクを緩和する一助となる。UNHCRが無国籍を防止・削減する任務の一環として国籍法におけるジェンダー平等を推進するのは、このような背景があつてのことである。

## これまでの法改正

国籍法におけるジェンダー平等を達成するための行動をとることに対する各国の意欲と決意は高まりつつある。多くの場合、国籍法に存在する差別的要素は、新興諸国が独立して間もない時期に旧宗主国から「引き継いだ」ものである。それ以来、これらの国籍法が見直されてこなかった場合もある。近年、スリランカ（2003年）、エジプト（2004年）、アルジェリア（2005年）、インドネシア（2006年）、イラク（部分改正、2006年）、モロッコ（2007年）、バングラデシュ（2009年）、ケニア（2010年）、チュニジア（積み残されていた課題への対応、2010年）、イエメン（2010年）、モナコ（2005年・2011年）、セネガル（2013年）、スリナム（2014年）、マダガスカル（2017年）、シエラレオネ（2006年・2017年）、アラブ首長国連邦（部分改正、2011年・2017年）、イラン（部分改正、2019年）、リベリアおよびベナン（2022年）等の多様な国々で改正が行われてきた。多くの場合、関連の法改正は、子どもに国籍を継承させる権利を女性にも拡大するというだけのものである。

実際、国籍法は複雑なものであることもあるが、ジェンダー平等を取り入れるための改正は、関連規定の内容を比較的単純な形に変更するだけで達成できることが多い。ケニアの憲法改正（2010年）にその1例を見出すことができる。それまでの1969年ケニア憲法では、子どもがケニアで出生した場合、ケニア国民である母親と父親は平等にケニア国籍を継承させることができたものの、国外で出生した子どもに対してはケニア国民である父親しか国籍を継承させることができなかった。2010年ケニア憲法は、次のような規定を設けるこ

---

<sup>3</sup> UNHCRによる評価では、このような法規定を維持している国は50か国以上にのぼる。

とによってこの問題に対応した——「出生の日に母または父が国民であった者は、その者がケニアで出生したか否かにかかわらず、国民である」。

### 国籍法におけるジェンダー平等促進のための地域レベルでの取り組み

地域レベルで表明された決意は、変革を推進する上で有用な役割を果たしてきた。西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の加盟国は、2015年2月には「無国籍の根絶に関するECOWAS加盟国のアビジャン閣僚宣言」<sup>4</sup>に基づき、女性と男性が子どもへの国籍の継承に関して平等な権利を持てるようにすることを約束している。これらの国々は、2017年5月に採択された法的拘束力のある「バンジュル行動計画」<sup>5</sup>で、この約束を再確認した。2017年10月には、大湖地域国際会議の加盟国が、国籍の取得、変更および保持ならびに子どもおよび配偶者への国籍の継承に関して男女が平等の権利を持てるようにすることを約束する「無国籍の根絶に関する宣言」<sup>6</sup>および付属の行動計画<sup>7</sup>に署名している。2018年12月には、中部アフリカ経済通貨共同体の加盟国が「中部アフリカにおける無国籍の根絶に関するンジャメナ・イニシアティブ」<sup>8</sup>への支持を表明するとともに、女性と男性に対して平等な国籍権（国籍を取得し、変更し、保持しかつ継承させる権利）を確保することも約束した。2018年2月にはアラブ連盟（LAS）が「帰属および法的身分証明に関するアラブ宣言」<sup>9</sup>を採択し、LASの全加盟国における国籍法のジェンダー平等を求めている。同宣言を実施するための行動計画の策定作業も進行中である。

2018年には、移住・難民・国内避難民に関するアフリカ連合専門技術委員会が「アフリカにおける国籍に対する権利および無国籍の根絶の特定の側面に関する、人および人民の権利に関するアフリカ憲章の議定書」草案を検討した。これは、国籍の取得、変更および保持ならびに子どもの国籍に関連する、女性と男性にとって平等な国籍権を掲げたものである。2022年にはアフリカ連合司法法務専門技術委員会によって議定書草案の審査が行われ、2023年に予定されている第2回審査の後、アフリカ連合総会によって採択されてアフリカ連合加盟国による署名と批准のために開放される。アフリカ連合委員会は、2019年10月に開催された無国籍に関するハイレベル・セグメント（閣僚級会合）で、議定書草案をア

<sup>4</sup> Abidjan Declaration of Ministers of ECOWAS Member States on Eradication of Statelessness, 25 February 2015. <http://www.refworld.org/docid/54f588df4.html> より入手可能。

<sup>5</sup> Economic Community of West African States (ECOWAS) Plan of Action on Eradication of Statelessness, 2017 – 2024, 2017. <http://www.refworld.org/docid/5915c88a4.html> より入手可能。

<sup>6</sup> Declaration of International Conference on the Great Lakes Region (ICGLR) Member States on the Eradication of Statelessness, 16 October 2017, CIRGL/CIMR/DEC/15/10/2017. <http://www.refworld.org/docid/59e9cb8c4.html> より入手可能。

<sup>7</sup> Action Plan of the International Conference on the Great Lakes Region (ICGLR) On the Eradication of Statelessness 2017-2019. <https://www.refworld.org/docid/5a7c16aa4.html> より入手可能。

<sup>8</sup> N'Djamena Initiative on the Eradication of Statelessness in Central Africa, 12 December 2018. <https://www.refworld.org/docid/5c2f3f8b4.html> より入手可能。

<sup>9</sup> League of Arab States, Arab Declaration on Belonging and Legal Identity, February 2018. <https://www.refworld.org/docid/5a9ffbd04.html> より入手可能。

リカ連合総会に提出して採択を求めるという決意を表明した。

## 人権機構に関与することによる改革の唱道

国籍法におけるジェンダー差別の問題に対しては、近年、全国連加盟国 193 か国の人権状況が定期的に審査される人権理事会の普遍的定期審査 (UPR) の一環としても、相当の関心が払われてきた。2008 年から 2020 年にかけて、国籍法におけるジェンダー差別的な規定の削除に関する勧告が少なくとも 250 件行われている。このような勧告を受けてそれを「受託」した国のうち、モナコ、バングラデシュ、チュニジア、スリナム、マダガスカル、リベリア、ベナンおよびシエラレオネは、その後、国籍法からジェンダー差別的な規定を削除した。イランは、一部の勧告を受託し、その他の勧告に留意した上で、その後国籍法の部分改正を行っている。アラブ首長国連邦も、関連の勧告に「留意」した後、国籍法を部分的に改正した。

この問題に関する勧告総数のうちおよそ 200 件は、子どもに対する国籍の継承に関していまなお差別を残している 24 か国に向けられたものである。そのうち 5 分の 1 近くが勧告を受託している。勧告を受託した国は、バハマ、バーレーン、バルバドス、ブルネイ・ダルサラーム国、ブルンジ、イラン、キリバス、リビア、ネパール、オマーン、カタール、シリアおよびトーゴである。

## 無国籍をなくすための #IBelong キャンペーン

2014 年 11 月に開始された UNHCR の「**10 年間で無国籍をなくすための #IBelong キャンペーン**」は、キャンペーンのより広範な目標の一環として、2024 年までにすべての国の国籍法でジェンダー平等を達成することを構想している。その達成を可能にするための実際の戦略は、**グローバルアクションプラン**のアクション 3 に掲げられている。国籍法におけるジェンダー平等を達成するという目標は、持続可能な開発目標のゴール 5 でも支持されているところである<sup>10</sup>。UNHCR は引き続き、国籍法の改正を推進し、その実施を援助するための取り組みをさまざまな国の政府および市民社会グループとともに続けていく。

### キャンペーン開始後の進展

#IBelong キャンペーンの開始以降 3 か国が国籍法を改正し、母親が男性と平等な立場で子どもに国籍を継承させることを認めた。マダガスカルとシエラレオネが 2017 年に、リベリアが 2022 年にこのような法改正を行っている。

---

<sup>10</sup> UNHCR, The Sustainable Development Goals and Addressing Statelessness, March 2017. <https://www.refworld.org/docid/58b6e3364.html> より入手可能。

2017年にはアラブ首長国連邦（UAE）も法律の部分改正を行い、外国人と婚姻した UAE 国籍の女性が 6 歳以上の子どもに国籍を継承させることを、多くの条件を付した上で認めた。これは、UAE 国籍の女性による国籍の継承がすでに認められている状況（例えば子どもが UAE で出生した場合であって、父親が知れないか無国籍である場合または父子関係の裏付けがとれていない場合）への追加措置となる。

2019年にはイランが法律を一部改正し、イラン国籍の女性に対し、子どもの出生地にかかわらず、子どもへの国籍継承申請を行うことを認めた。申請で要請された国籍継承を認めるか否かの裁量権は、依然として政府が有している。この改正はいまなお子どもに国籍を継承させる能力に関して母親と父親を完全に平等な立場に置くものではないとはいえ、重要な漸進的改善である。2021年3月にイラン内務省が発表したところによれば、8万8,000人以上が改正国籍法の規定に基づいて帰化を申請した。国家民事登録機構は、2022年9月の時点で、イラン国籍の母親と非イラン国籍の父親との間に生まれた子どもに対し、新法に基づいて1万4,000件以上の冊子型身分証明書（Shenasnamehs）を発行している。

マレーシア高等裁判所は、2021年9月の画期的決定において、いかなる法律においてもマレーシア国民に対するジェンダー差別を認めないマレーシア連邦憲法第8条を支持し、マレーシア国籍を有する女性に対し、国外で出生した子どもに国籍を継承させる男性と同一の権利を認めた。ただし、この決定は2022年8月に控訴裁判所において覆され、マレーシア連邦裁判所による最終決定待ちの段階である<sup>11</sup>。その後、新政権は、ジェンダー差別に対処するための憲法改正が優先課題であることは変わらないと発表している。2022年12月には、内務大臣が、内務省はこの問題および婚外子の国籍取得問題について検討するための委員会を設置したと発表した。

2019年の無国籍に関するハイレベル・セグメントでは、リベリアおよびエスワティニが、2024年に#IBelong キャンペーンが終了するまでに、それぞれの国籍法におけるジェンダー差別の問題を解決すると誓約した<sup>12</sup>。リベリアは、誓約を履行するために必要な改正法を2022年に制定した。エスワティニでは、憲法改正に向けて必要な措置が進められている。UNHCRは、両国政府がこれらの誓約を2024年までに実行に移すための支援を行っているところである。

<sup>11</sup> *Suriani Kembpe & 6 others -v- Government of Malaysia & Ors* [2021] 8 CLJ 666; *Mahisha Sulaiha Abdul Majeed v Ketua Pengarah Pendaftaran & Ors and Anor Appeal* [2022] 8 CLJ 697 参照。

<sup>12</sup> このほか4か国が、今回の調査の範囲外であるジェンダー差別について誓約を行っている。

## 母親が父親と平等な立場で子どもに国籍を継承させられない国

次の表では、24 か国の法律を3つのカテゴリーに分類して色分けしている。第1グループの国々(赤)の国籍法は、母親が子どもに国籍を継承させることを、例外なく、またはごく限られた例外を除き、認めていない——このような法律の下では、無国籍が生ずるおそれが最も高まる。第2グループの国々(オレンジ)の法律では、一定の状況下で女性が国籍を継承させることが認められている。例えば、父親が知れない時または無国籍である時は例外として母親の国籍の継承を認める国や、申請による国籍継承のための裁量的手続を設けている国がある。第3グループの国々(黄色)の法律でも女性による国籍の継承は制限されているが、追加的の保障措置により、無国籍は稀にしか生じないようになっている。

バハマ国	ブルンジ	ヨルダン	リビア	オマーン	スーダン
パーレーン	エスワティニ	キリバス	マレーシア	カタール	シリア
バルバドス	イラン	クウェート	モーリタニア	サウジ アラビア	トーゴ
ブルネイ・ダル サラーム国	イラク	レバノン	ネパール	ソマリア	アラブ首長国 連邦

これらの24か国のうち21か国は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(CEDAW)の締約国である。同条約第9条(2)では、締約国に対し、子どもの国籍に関して女性に男性と平等な権利を付与するよう要求している。締約国でないのはイラン、ソマリアおよびスーダンのみである。もっとも、締約国のうち12か国は第9条(2)または第9条全体に留保を付している<sup>13</sup>。第9条(2)に留保を付していないCEDAW締約国は、バルバドス、ブルンジ、エスワティニ、イラク、キリバス、リビア、モーリタニアおよびネパールである。

<sup>13</sup> これらの国は、バハマ国、パーレーン、ブルネイ・ダルサラーム国、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、オマーン、カタール、サウジアラビア、シリアおよびアラブ首長国連邦である。



## 子どもへの国籍の継承に関して女性が男性との平等が認められていない国籍法の概観

### 中東・北アフリカ

中東・北アフリカ (MENA) 地域では、12 か国の国籍法で、子どもに国籍を継承させる権利について女性が平等を認められていない。

**カタール**の国籍法ではカタール国籍の母親が子どもに国籍を継承させることはできず、たとえ無国籍が生ずるとしても例外は認められていない。

**クウェート**の国籍法では、母親がクウェート国民であって父親が知れない時または父子関係が確定されていない時は、子どもは成年に達した時にクウェート国籍を申請できる。母親がクウェート国民であって、外国人である父親が母親と離婚した場合または死亡した場合にも同様である。このような場合にはいずれも、内務大臣の裁量的勧告に基づき、政令によって国籍が付与される。

**レバノン**の国籍法では、レバノン国籍の女性が国籍を継承させることができるのは、子どもの父子関係が不明でありまたは確定できない場合であって、子どもがレバノンで出生し、かつ未成年の間にレバノン国籍の母親から認知された場合のみである。

**ヨルダン**と**リビア**の国籍法は、外国人と婚姻した女性に対し、子どもに国籍を継承させることを認めていない。ただし、一定の事情がある場合（例えば父親が知れない時、無国籍である時、父親の国籍が知れない時または父親が認知を行わない時など）には、自国の領域で出生した子どもに女性が国籍を継承させることを認めている。

**サウジアラビア**では、国籍法上、サウジアラビア国籍の女性が国内外で出生した子どもに国籍を継承させることができるのは、父親が知れない時または無国籍である時に限られる。また、外国人と婚姻したサウジアラビア国籍の女性の子女は、限定的状況下で、かつ成年に達してから 1 年以内に国籍申請を行った場合に限り、サウジアラビア国籍を付与される場合がある。

**UAE**の国籍法は、UAE 国籍の女性が子どもに国籍を継承させることができるのは、子どもが UAE で出生し、かつ父子関係が確定されていない時、または父親が知れない時もしくは無国籍である時に限られると定めている。また、外国人と婚姻した UAE 国籍の女性の下に生まれた子どもは、一定の条件が満たされる限り、6 歳以降、申請により母親を通じて UAE 国籍を取得することができる。

**イラク**では、2005 年のイラク憲法が、国籍は男性または女性のいずれかの血統により取得されると規定してジェンダー平等を確立しているものの、2006 年のイラク国籍法により、

国外で出生した子どもに国籍を継承させるイラク国籍の女性の能力は制限されている。このような状況で出生した子どもは、母親がイラク国民である時は、父親が知れないか無国籍であることおよび本人が申請時にイラク在住であることを条件として、成年に達した時から1年以内にイラク国籍を申請できる。また、国籍法の規定により、大臣は、イラク国民ではない者を父親としてイラクで出生した子どもに対し、当該父親もイラクで出生し、かつ子どもの出生時に成人してイラクを常居所としていた場合に、国籍を付与する裁量権を有する。ただし、同様の状況にある女性についてはこの規定は適用されない。

シリアでは、国籍法により、母親が国籍を継承させることができるのは、子どもがシリアで出生し、かつ父親が子どもを認知しない場合に限られると定められている。

バーレーンの国籍法は、父親が知れないか認知のために必要な書類を有していない場合に限り、子どもがバーレーンまたは国外のいずれで出生したかにかかわらず、バーレーン国籍の母親が子どもに国籍を継承させることを認めている。

オマーンの国籍法では、父親が知れないか元オマーン国民である場合には、子どもがオマーンまたは国外のいずれで出生したかにかかわらず、オマーン国籍の母親が子どもに国籍を継承させることができる。また、非常に限られた状況下で、オマーン国籍の母親と外国籍の父親の間に生まれた未成年の子どもにオマーン国籍が付与される場合もある。

モーリタニアでは、父親が知れないか無国籍である時は、国民である母親が子どもに国籍を継承させることができる。モーリタニア国籍の母親と外国籍の父親の下にモーリタニアで出生した子どもも、モーリタニア国籍を取得できる。ただしこの場合、子どもは、たとえ無国籍になる場合でも、成年に達した段階で国籍を放棄することができる。モーリタニア国籍の母親と外国籍の父親の下に国外で出生した子どもは、成年に達するまでの1年の間に限ってモーリタニア国籍を選択できる。

## アフリカ

アフリカでは、5か国の国籍法が子どもへの国籍の継承に関して母親に父親と平等な権利を与えていない。

ソマリアの1962年国籍法に基づき、ソマリア国籍の母親は子どもに国籍を継承させることができない<sup>14</sup>。

---

<sup>14</sup> アフリカには、子どもへの国籍の継承に関して女性と男性が平等な権利を有しているものの、母親から継承した国籍を、成人に達するまでの一定期間に当事者が拒否できる国が2か国ある（国民である父親の下に生まれた子どもについてはこのような拒否権は適用されない）。国籍法のこのような規定は、このバックグラウンド・ノート範囲外である。ギニアでは、子どもへの国籍の継承に関して女性と男性が平等な権利を有しているとはいえ、ギニア国籍の母と外国籍の父との間に国外で出生した子どもは、成年に達する10か月前にギニア国籍を拒否することができる。ベナンでは、子どもは母親から国籍を取得できる



エスワティニの憲法では、2005年以降に出生した子どもはエスワティニ国籍の父親を通じてしか国籍を取得できない。ただし、婚外子であって、慣習法にしたがって父親から自分の子である旨の主張が行われていない場合はこの限りでなく、エスワティニ国籍の母親が国籍を継承させることができる。また、エスワティニの1992年国籍法にも同様の規定が掲げられており、1992年以降に出生した子どもにも適用される。

### 憲法で平等が保障されていながらも、まだジェンダー平等を導入するための国籍法改正を行っていない国々

アフリカの3か国——ブルンジ、スーダンおよびトーゴ——は、近年制定した憲法でジェンダー平等の原則を掲げているものの、国籍法の関連規定はまだ改正していない<sup>15</sup>。いずれの国でも、原則として憲法の規定は国籍法に優位する。しかし、国籍法の方が具体的で実務志向のものになっている傾向があるため、行政当局は、ジェンダー平等を保障する憲法の規定を参照するのではなく、これらの法律に定められた古い規定を適用する可能性が高い場合がある。

例えばブルンジでは、2000年国籍法により、ブルンジ国籍の母親が子どもに国籍を継承させることは、子どもが婚外子であって父親が知れないか父親が父子関係を否認している状況下で、母子関係が確定している場合を除いて認められない。これは、国籍に関わる問題についてブルンジ国民である男女の平等を保障する同国の2005年憲法第12条と矛盾する。

トーゴでは、領域内で出生した子どもが他の国の国籍を取得できない時は国籍を付与するという保障措置が1978年国籍法に掲げられているものの、トーゴ国籍の母親が子どもに国籍を継承させることが認められるのは、父親が無国籍であるか父親の国籍が知れない場合のみである。これは、トーゴ国籍の父親または母親の子どもにトーゴ国籍を付与するとする1992年憲法第32条に反している。

スーダンでは、1994年国籍法が、同法の施行前に国外で出生した子どもは、その父親がスーダン生まれの場合にはスーダン国民であると定めている。同法はさらに、同法の施行後にスーダンに居住している子どもは、父系尊属が1956年以降スーダンに居住している場合

---

ものの、場合により、子どもは成年に達するまでの6か月の間に国籍を放棄することができる。これに該当するのは、外国籍の者を父親として国外で出生した子どもおよびベナン生まれの母親の下に生まれた子どもである。

<sup>15</sup> ガンビア、レソトおよびジンバブエでも憲法の規定と国籍法の規定との間に乖離があるが、これらの国々では各憲法の規定の優位が明らかであるため、ここでは挙げていない。ガンビアでは、憲法の国籍に関する章が国籍問題に適用される法令とされており、国籍法に掲げられた、国外で出生した子どもへの国籍の継承に関連する差別については同章によって対処されてきた。レソトでは、国籍法第2部に存在している、女性が子どもに国籍を継承させる能力についての差別は、憲法第166条によって無効とされた。ジンバブエでは、憲法と国籍法に掲げられた差別的規定との間に矛盾があるものの、不一致について裁判所で異議が申し立てられた事案では憲法が優位するとされた。ただし、これらの国々の国籍法はなお、各憲法のジェンダー平等規定との一致を図るために改正されるべきである。

にはいずれも血統によりスーダン国籍を取得すると定めている。1994年以降は、同法に基づき、スーダン国民である父親の下に生まれた子どもに対し、血統により国籍が付与されている。同法は2005年に改正され、スーダン国籍の母親の下に生まれた子どもも、申請することで出生によりスーダン国籍を取得することができるようになった。1994年法のこれらの規定は、「スーダン国籍の母親または父親の下に生まれたすべての子どもは、スーダン国籍および国籍を享有する不可譲の権利を有する」と定めた暫定スーダン憲法第7条と矛盾する。南スーダンの独立後、スーダン共和国は2011年と2018年に国籍法を改正したが、子どもに対する国籍の継承に関してスーダン国籍の女性と男性の平等な権利を確保することを目的とした1994年法の関連条項の改正は、まだ行っていない。暫定スーダン憲法は、スーダンが恒久憲法を採択するまで効力を有する。

## アジア

アジア・太平洋では、5か国の国籍法が子どもへの国籍の継承に関して母親に父親と同等な権利を認めていない。

**ブルネイ・ダルサラーム国**の国籍法では、国民である女性が子どもに国籍を継承させることはまったく認められていない。

**イラン**では、2019年の国籍法改正により、イラン国民ではない男性と婚姻したイラン国籍の女性は原則として子どもへの国籍の継承を申請できるようになった（その際、子どもがどこで出生したかは問われず、また申請による国籍の取得には遡及効が認められる）。

**キリバス**の国籍法では、キリバス国籍の父親または母親の下に同国内で出生した子どもはキリバス国籍を取得することができる。しかし国外で出生した子どもは、母親ではなく父親がキリバス国民である場合にしかキリバス国籍を取得しない。

**マレーシア**では、マレーシア国籍の母親またはマレーシア国籍の父親の下に同国内で出生した子どもは自動的にマレーシア国籍を取得する。ただし、マレーシア国籍の母親の下にマレーシア国外で出生した子どもは、在外マレーシア領事館またはマレーシア国家登録局への登録を通じ、連邦政府の裁量によりマレーシア国籍を取得できることがあるにすぎない。

**ネパール**では、ネパール国籍法で、ネパール国籍の女性が子どもに国籍を継承させることができるのは、父親が知れず、かつ子どもがネパールで出生しかつ居住している場合に限り定められている。ネパール国籍の母親と外国籍の父親の下に出生した子どもは、ネパールに恒久的住所があり、かつ父親の国の国籍を取得していないことを条件として、帰化による国籍の取得を申請することができる。

## 南北アメリカ

カリブ地域では、2か国の国籍法が、女性が父親と同じ条件で子どもに国籍を継承させることを認めていない。

**バハマ国**では、憲法で、バハマ国籍の父親または母親の下に同国内で出生した子どもは自動的にバハマ国籍を取得すると定められている。国外で出生した子どもは、婚姻しているバハマ国籍の父親または婚姻していないバハマ国籍の母親の下に出生した場合に限り、自動的にバハマ国籍を取得できる。婚姻しているバハマ国籍の女性を母として国外で出生した子どもは、申請によってしか国籍を取得できない。

**バルバドス**では、国籍法に基づき、同国で出生したすべての子どもは出生日の時点でバルバドス国籍を取得するものの、バルバドス国籍の母親は、国外で出生した子どもに国籍を継承させることができない（バルバドス国籍の父親は継承させることができる）。

# ジェンダー平等・国籍法・無国籍に関する バックグラウンド・ノート（2023年）

## UNHCR

statelessness@unhcr.org

P.O. Box 2500

1211 Geneva 2

Switzerland